

愛知、昭51不13、昭52. 3. 30

命 令 書

申立人 愛知県私立学校教職員組合連合

被申立人 学校法人 足立学園

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人愛知県私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という。）は、愛知県下及び近接県下にある私立学校及び民間社会福祉施設ごとの教職員をもって組織された労働組合並びに教職員の個人加入により組織された地域支部との連合体であり、昭和40年7月10日結成され、本件申立時、48組合2分会10支部の下部組織を有し、組合員は約3,600人であった。

なお、本件審問終結時、学校法人足立学園に就業している私教連組合員は存在しない。

(2) 被申立人学校法人足立学園（以下「学園」という。）は、肩書地（編注、稲沢市）に本部、稲沢女子短期大学、稲沢女子高等学校、稲沢女子短期大学附属第1幼稚園及び同第2幼稚園を、一宮市に萩原幼稚園及び一宮東幼稚園を設置経営する学校法人であり、本件審問終結時、専任教職員127人及び非常勤講師51人であった。

(3) 申立外A（以下「A」という。）は、昭和38年4月から学園の稲沢女子高等学校に

勤務するようになった。Aは、昭和43年3月22日学園から解雇され、昭和44年6月23日名古屋地方裁判所に地位確認等の訴を提起し、昭和51年5月31日勝訴判決を得た(本件審問終結時控訴審係属中)。本件審問終結時、Aは私教連の執行委員(専従)である。

2 過去の労使関係

- (1) 学園においては、昭和38年10月Aが愛知県私立学校教職員組合協議会(私教連の前身)に個人加盟した後、Aを中心として非公然の組合活動が行われていた。昭和42年3月8日公然化し、学園に対して分会結成通告書及び団体交渉(以下「団交」という。)申入書を提出した。団交申入書には、団交場所として学園内の稲沢女子高等学校応接室が記載されていた。

同月17日学園は、労働組合とか団交とかいうものは今まで研究したこともないのでよく研究して後日改めて回答する旨回答し、3月8日付の団交申入れには応じなかった。

- (2) 昭和43年3月22日Aは学園から解雇され、私教連は、学園に対して、Aの解雇撤回について団交を申入れるなどしていた。私教連の6月25日付団交申入れに対し、学園は、6月27日午後4時から同4時40分まで、本養寺(一宮市萩原町中島に所在し、学園から約1.5キロメートルほど離れている。学園理事長の自宅である。)において双方3名出席による団交に応じる旨回答した。

なお、申入書には団交場所の記載はなく、事前に団交場所等について折衝はなされなかった。

6月27日学園の回答に沿って団交が行われたが、席上私教連から団交場所等について異議は述べられなかった。

- (3) 昭和44年6月23日Aは、名古屋地方裁判所に地位確認等請求の訴を提起し、私教連は「守る会」を設けてこれを支援した。当時私教連は、口頭による抗議行動的な団交の申入れを行っていた。

- (4) 昭和49年5月16日、5月20日及び6月3日私教連は、学園に対して私教連「統一要

求」とAの解雇撤回を議題とし、学園の都合のよい日時及び場所での団交申入れ及び督促を行ったが、学園は、議題が学園に無関係であること、Aの件は本来組合とは無関係であり、現在裁判所で係争中であること等を理由として応じなかった。6月20日には、私教連は夏季一時金についての団交を学園内で行いたいと申し入れたが、学園は回答しなかった。

(5) 昭和50年11月25日私教連は、Aの裁判が口頭弁論終結に近づいたことから、学園に対し、判決を待たず当事者間で団交を行ってA解雇の問題を解決するべく、Aの解雇撤回と復職を議題とし、学園内において団交を行いたいと申し入れた。同月27日学園は、裁判所に訴えたのはAであるとの理由で応じない旨回答した。12月17日私教連役員が上記申入書と同趣旨の団交申入書を持参して申入れに赴いた際、学園事務局長は、私教連とならば会うがAが学園内に入るについては具合が悪い旨発言し、団交申入れには応じなかった。

(6) 昭和51年5月31日名古屋地方裁判所は、Aの解雇は不当労働行為に該当し無効であるとして、Aが学園に対して労働契約上の権利を有する地位にあることを確認し、学園はAに対して解雇後の賃金等を支払え、とする判決を言渡した。同日学園は控訴した。

3 本件申立てに係る団交申入れ

(1) 昭和51年6月11日私教連は、学園に対してAの原職復帰とそれに伴う問題を議題として、同月18日午後4時から、学園応接室において、Aを含む私教連役員若干名の出席による団交を申し入れた。

(2) 6月15日学園は、7月30日午後1時から同2時まで、本養寺本堂において、双方3名の出席による団交に応ずる旨回答した。

(3) 6月22日及び7月1日私教連は、学園の回答が団交日時・時間・場所・交渉人員のいずれの点においても極めて非常識であるとし、団交日時について申入れからそれぞれ1週間内の日時を指定し、他の点については6月11日付申入れと同趣旨の団交申入れを行った。学園は、6月22日付申入れに対し、6月11日付申入れに対する回答と同

じである旨回答したにとどまった。

なお、当事者間で団交日時等について上記文書の往復以外に事前折衝はなされていない。

(4) 7月20日私教連は、当委員会に、学園の回答は実質的に団交を拒否するものであるとし本件申立てをなした。そして、学園の応諾日である7月30日には結局団交は行われなかった。

(5) 8月16日本件第1回調査が行われ、その際団交時間・交渉人員については当事者双方で合意に達したので、担当委員から団交場所についても話し合うよう勧告があり、これに基づいて同月29日私教連副執行委員長と学園事務局長が名古屋市内の喫茶店で話し合ったが、私教連は学園内を、学園は学園外を主張したため物別れに終わった。

4 学園における組合活動

Aが学園から解雇された後本件審問終結時まで、学園に就業している組合員は存在せず、Aが私教連専従役員として組合員であるにとどまる。また、私教連の活動は、学園に対し前記2及び3における団交申入れを行ったり、教宣物を送付したりすることにとどまっている。私教連と学園との団交は、前記2(2)における団交が唯一のものである。

第2 判断及び法律上の根拠

私教連は、その昭和51年6月11日付団交申入れに対する学園の、申入れから約50日後の7月30日午後1時から同2時まで、本養寺本堂において、双方3名の出席による団交に応ずる旨の回答は、学園が長年にわたり団交に応じなかったこと及び回答が申入れに対し一方的に制限を付し、これに固執していることからみれば、実質的に団交を拒否するものであり、特に団交場所について、職場において発生した問題につき職場内で団交を行うことは、使用者の義務であり、学園における組合活動が団交以外にない私教連にとって、学園内で団交を行うことは学園に組合活動の基盤をおく上で不可欠であるから、学園が団交場所を学園外に固執して団交に応じないのは不当労働行為であると主張する。これに対して、学園は、私教連からの昭和51年6月11日付団交申入れに対して団交に応ずる旨回答しており、団交日時を7月30日としたのは、学校行事等のため団交交渉員が

事務多忙であったことによるものであり、その他の点については、当事者間で昭和43年6月27日に行われた団交の例に倣ったものであって、誠実に団交に応じようとしていたものであると主張するので、以下判断する。

- 1 第1、2、(6)並びに3、(1)及び(2)のとおり、昭和51年5月31日A勝訴の判決が言渡され、同日学園が控訴したことは、解雇処分の当否の判断を、終局的には裁判所において明確にしたいという意思の表われとみることはできるものの、第一審判決が言渡されたことを考慮した学園が、6月11日付私教連の団交申入れに対して、裁判外での当事者の話し合いによる解決にも道を開くことにし、団交に応ずる意思を有するに至ったものと判断でき、第1、2で認定した昭和43年6月27日の本養寺における団交を除いては、当事者間において団交が行われなかったとの事実、上記の判断を妨げるものではない。
- 2 団交の日時・場所・時間・交渉人員については、当事者間に慣行あるいは団交ルールが存在せず、双方が提示した条件が一致しない場合、その良識に従って話し合い合意点を見い出すべく努力して決定すべき問題であり、使用者から提示された条件が事実上団交拒否に値するようなものである場合はともかく、労働組合の提示した条件に従って団交を行わないというだけでは団交拒否に該るものではない。次に、本件における各条件について検討する。
 - (1) 団交時間・交渉人員については、第1、3、(1)及び(2)のとおり、私教連が昭和51年6月11日付申入書において団交時間について記載せず、交渉人員についてAを含む私教連役員若干名としたのに対し、学園は団交時間1時間・交渉人員双方3名と回答した。この学園の回答は、第1、2、(2)で認定した昭和43年6月27日に当事者間で行われた団交に倣ったものと認められ、その団交の例をもって慣行あるいは団交ルールとみることはできないが、前例に倣った学園の回答を、申入れに対し一方的に制限を付したものとはいえず、また、団交1時間・交渉人員3名とする学園の回答内容が、それ自体として団交の実質を失わせ、団交の目的を達することが不可能となる程のものともいえない。
 - (2) 団交日時については、第1、3、(1)及び(2)のとおり、私教連が申入れから1週間後

の日時を希望したのに対し、学園は申入れから約50日後の7月30日を回答した。この学園の回答は、ただ学期末の行事が一段落し夏休みに入れば落ち着いて話し合えるという理由によるものであり、約50日の間学園において日程調整が不可能であったと認定するに足る疎明はなく、また、不可能であったとも考えられないので、7月30日は団交日時としてはいささか遅きに失するものであった。

- (3) 団交場所について、第1、3、(1)及び(2)のとおり、私教連が学園内応接室を希望したのに対し、学園が学園外の本養寺を回答した。そして、第1、3、(3)のとおり、当事者間では、申入書及び回答書の文書の往復があったのみで積極的に話し合うことのないまま、本件申立てがなされ、審問も団交場所を中心に争われた。

ところで、労働組合法が使用者に団交応諾義務を課していること及び団交が組合活動の中心に位するものであることから、直ちに団交場所について、一義的に職場内とすべきであるということにはならない。なるほど、一般的に団交場所を職場内とする例が多いが、これは使用者の団交応諾義務の内容としてというよりも、当事者間の慣行あるいは協議により決定されている結果というべきである。

私教連の希望する学園内応接室は、本件審問の全過程に徴すれば、団交場所として不適當であるとはいえないが、第1、2、(2)のとおり、過去に本養寺において団交を行ったことがあり、私教連も当時団交場所につき異議を留めることなく団交に出席したこと及び本養寺において団交を行うことによって私教連が特に負担・不便を強いられるものであるとする疎明もなく、かつ、そのようには判断できないことを考えれば、学園の回答した本養寺も、団交場所として適當でないとはいえない。結局、本来双方の話し合いで決定すべき団交場所につき、双方がその条件を提示し、文書によるやりとりがあったのみで事前に話し合って決定するという積極的姿勢に欠け、ために合意に達せず団交が行われなかったものである。

- 3 以上のとおり、団交時間・交渉人員については、学園の回答内容が団交の実質を失わせるものではないし、団交場所については、学園の希望した本養寺が団交場所として適當でなかったとはいえず双方に話し合って決定しようとする努力が欠如していたため合

意に達しなかったものであるから、学園の回答を総合的にみれば、団交日時の点において学園の回答した団交日時がいささか遅いことをもってしても、団交を実質的に拒否するものであると断ずることはできない。本件申立て以後においても当事者間で団交が行われなかったのは、双方が団交場所について自己の条件に固執したためと判断され、ここに学園の不当労働行為を見い出すことはできない。

よって、本件申立ては理由がないので、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和52年3月30日

愛知県地方労働整員会

会長 中 浜 虎 一